

平成 24 年 2 月 16 日
自動車局環境政策課

自動車の環境性能の評価・認定等に関する告示の改正について

1. 背景

国土交通省では、自動車の燃費性能及び排出ガス低減性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、これらの環境性能の高い自動車の普及を促進するため、燃費性能に関する評価・公表、排出ガス低減性能に関する評価・認定及び公表制度を行っています。

燃費性能については、現在、平成22年度燃費基準に対する達成レベルに対応した制度を設けていますが、平成22年度末時点で販売されている自動車の型式の約7割が平成22年度基準を達成しています。また、排出ガス低減性能については、平成17年排出ガス基準に対応した認定制度を設けていますが、平成21年排出ガス基準（ポスト新長期規制）の導入等により、排出ガス低減性能についても、着実に向上しています。

以上の状況を踏まえ、より高い基準に対応する燃費性能の公表及び排ガス低減性能の認定制度に改めることで、消費者の環境への関心と理解を一層深め、環境性能の高い自動車の更なる普及を図るために、所要の改正を行います。

2. 改正の概要

（1）低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号）

平成17年排出ガス基準に応じた認定制度に加え、新たに、平成21年排出ガス基準（ポスト新長期規制）に応じた認定制度を設けます。

（2）特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領（平成21年国土交通省告示第933号）

特定改造自動車（型式指定自動車と原動機、一酸化炭素等発散防止装置、動力伝達装置及び燃料の種類が同一である改造自動車。例：福祉車両等への改造自動車）の燃費性能について、平成22年度燃費基準に応じた算定を主とする制度から、平成27年度燃費基準に応じた算定をする制度に改めることとします。

なお、自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成16年国土交通省告示第61号）についても、所要の改正を検討しています。

（お問い合わせ先）
国土交通省自動車局
環境政策課 鈴木、加藤、河村
電話：03-5253-8111（内線42-522）
03-5253-8604（直通）